

パートタイム労働者、有期雇用労働者、事業主の皆さま

同一労働同一賃金 特別相談窓口のご案内

「パートタイム・有期雇用労働法」が令和3年4月1日から全面適用されています。

★同じ企業で働く正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間の、基本給や賞与、手当などのあらゆる待遇について不合理な待遇差の禁止

★労働者に対する、正社員との待遇差の内容やその理由に関する説明義務の強化

特別相談窓口ではこれらに関する相談の他、法律のその他の規定に関する相談についてお受けしています。



パートタイム・有期雇用労働法キャラクター「パゆうちゃん」

相談無料・プライバシー厳守！
お気軽にご相談ください。

お問合せ、ご相談はこちらの特別相談窓口へ

受付時間 9時00分～16時30分
※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。
できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

電話番号 022-299-8844 / 022-299-8834

住所 仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎8階
(宮城労働局 雇用環境・均等室内)
●徒歩 仙台駅(東口)から徒歩約20分
●電車 JR仙石線 榴ヶ岡駅から徒歩約7分

地図

